

徳島県すだち・ゆこう消費推進協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、徳島県すだち・ゆこう消費推進協議会（以下「本会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、本県産すだち・ゆこうの消費宣伝事業推進を軸として、消費拡大と声価の高揚を計ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を全国農業協同組合連合会徳島県本部園芸部内（〒770-8537 徳島県徳島市北佐古一番町5番12号）に置く。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. すだち・ゆこうの流通事業に即応した消費宣伝事業
2. すだち・ゆこうの流通に関する調査研究事業
3. すだち・ゆこうの消費拡大につながる協賛事業
4. 地理的表示（G I）保護制度登録番号第129号「徳島すだち」に関する事業
5. その他目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会は、次に掲げる者を会員として組織する。

1. 全国農業協同組合連合会徳島県本部（J A全農とくしま）
2. 徳島県農業協同組合中央会（J A徳島中央会）
3. 徳島県
4. 本県産すだち・ゆこうに関係の深い市町村
5. 本県産すだち・ゆこうに関係の深い市場会社
6. 本県産すだち・ゆこうを出荷する県下J A、及び当該J Aの生産者代表

(賛助会員)

第6条 本会は、賛助会員を置くことができる。賛助会員は次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

1. 本県産すだち・ゆこうの出荷者（生産者）であり、県下J Aの組合員（正・准）
2. 本県産すだち・ゆこうの出荷者（生産者）であり、前項以外の者

(加 入)

第7条 本会への加入については、次のとおりとする。なお、前条の第1項に該当する者はこの手続きを省略できるものとする。

1. 本会に加入しようとする者は、加入申込書を事務局に提出し、幹事会の承認を得るものとする。この場合、事務局は直近の総会においてその旨を報告しなければならない。

2. 正当な理由がない限り、加入を拒み又はその加入につき現在の会員・賛助会員が加入の際に付された条件よりも困難な条件を付してはならない。

(脱 退)

第8条 本会からの脱退については、次のとおりとする。

1. 本会から脱退しようとする者は、脱退届を事務局に提出し、総会の承認を得るものとする。
2. 本会から脱退した者は、本会に対する既成の権利を全て喪失するものとする。

(除 名)

第9条 本会から次の事由により除名する場合には、総会の承認を得なければならない。なお、本会から除名された者は、本会に対する既成の権利を全て喪失するものとする。

1. 負担金の納入など本会に対する義務を怠った場合
2. 本会の事業・業務を妨げた場合
3. その他、本会の信用を失わせると認められた行為を行った場合

(役 員)

第10条 本会は、次の役員を置く。

1. 会長1名、副会長2名、監事2名、委員若干名、幹事若干名とする。
2. 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代行する。
4. 監事は、この会の業務・会計を監査する。
5. 委員は、この会の事業・業務を執行する。
6. 幹事は、この会の事業が円滑に進行されるよう企画等について協議し、実行するものとする。

(役員構成)

第11条 本会の役員構成は、次のとおりとする。

1. 会長は、J A全農とくしま県本部長が充たる。
2. 副会長は、委員の互選により選出する。
3. 監事は、委員の互選により選出する。
4. 委員は、会員の機関・団体の長（担当者含む）が充たる。
5. 幹事は、委員に属している代表担当者、及び生産者代表とし、会長が任命する。

(任 期)

第12条 本会の役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

(事務局及び事務局長の選任)

第13条 本会の事務局はJ A全農とくしま園芸部が充たり、事務局長はJ A全農とくしま園芸部長が事務局の事務を総括する。

(事務局長の専決事項)

第14条 本会の事務局長は下記事項について専決することができる。

1. 本会の事業・事務に関すること
2. 当初予算承認を受けたもので、1件1千万円未満の支出負担行為
3. 諸収入に関すること
4. 支出命令に関すること

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集し、年1回以上開催する。なお、幹事会は必要に応じて会長が招集する。

(総会の付議事項)

第16条 総会においては、次の事項を審議する。

1. 規約に関する事項
2. 事業計画及び事業成績
3. 収支予算及び収支決算
4. その他会長が必要と認めた事項

(総会の運営)

第17条 総会の運営については、次のとおりとする。

1. 総会は、委員の出席及び委任状をあわせ、過半数がなければ開催できない。
2. 総会の議長は、会長が充てる。
3. 総会の事項は、出席委員及び委任状の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び議長の指名する出席委員の2人以上が署名捺印する。

(経 費)

第19条 本会の経費は、分担金・助成金・宣伝拠出金・負担金及び寄付金をもって充てる。

1. 分担金・助成金・負担金については、総会にて決定する。
2. 宣伝拠出金は、市場出荷物を対象として、以下のとおり仕切金より控除する。
 - ア. すだち（全期間）：1kg 当たり 5.4 円（税別）
 - イ. ゆこう（全期間）：1kg 当たり 2.7 円（税別）

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(特別決議)

第21条 本会の解散は、会員の半数以上が出席し、その議決は3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(附 則)

この規約は、昭和 57 年 6 月 28 日から施行する。

昭和 58 年 6 月 21 日 第 15 条の 2 一部改正

昭和 60 年 7 月 24 日 第 15 条の 2 一部改正

昭和 63 年 7 月 21 日 第 4 条・第 6 条・第 7 条・第 13 条の 3 一部改正

平成元年 7 月 20 日 第 3 条・第 4 条・第 7 条の 4 一部改正

平成 10 年 3 月 4 日 第 15 条の 1 一部改正

平成 12 年 6 月 23 日 第 3 条・第 4 条・第 7 条の 4 一部改正、新たに第 9 条・第 10 条挿入

平成 14 年 11 月 11 日 第 15 条の 1 一部改正

平成 21 年 1 月 20 日 第 7 条の 5 挿入

平成 22 年 5 月 1 日 第 15 条の 1 一部改正

平成 23 年 6 月 29 日 第 7 条の 4 一部改正

平成 26 年 7 月 31 日 第 4 条・第 9 条・第 11 条・第 12 条・第 13 条・第 14 条の一部改正

平成 27 年 7 月 6 日 第 6 条の 1 一部改正及び 2, 3, 4, 5 の挿入、第 7 条の 1, 2, 3 一部改正、
第 7 条の 4 及び 5 の削除、第 11 条一部改正

令和元年 7 月 22 日 第 6 条の 1 一部改正、第 9 条の一部改正、第 15 条一部改正及び 3 の
挿入

令和 4 年 7 月 15 日 第 15 条の 1 及び 2 の改正、第 15 条の 3 の削除

令和 5 年 7 月 25 日 第 5 条の 4 の挿入

令和 6 年 7 月 19 日 第 6 条の追加及び全面改正

この規約の改訂は、令和 6 年 7 月 19 日より施行する。